

# 山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金交付要綱

制定 平成26年3月20日 み自第2349号

一部改正 平成26年4月1日 み自第635号

## (趣旨)

第1条 知事は、管理捕獲の中核となる狩猟者の育成を図るため、一般社団法人山梨県猟友会（以下「補助事業者」という。）内の山梨県猟友会青年部特別捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）が行う管理捕獲事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

## (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

## (交付決定通知)

第4条 知事は、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により申請者あて通知するものとする。

## (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の実施に際しては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、その他の関係

法令を遵守すること。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、毎年度9月現在の事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第7号)に次の各号の書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第10条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各1部とし、山梨県森林環境部みどり自然課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県猟友会 青年部育成支 援事業	<p>捕獲隊が行う管理捕獲事業に要する以下の経費</p> <p>1 日当 1人当たり一日 2,000円</p> <p>2 捕獲報償費 ニホンジカ1頭当たり 15,000円</p> <p>3 事務費 日当及び捕獲報償費の総計の 1割</p>	<p>当該経費の 10分の10</p>	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者

山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的および内容

3 交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他必要な書類

様式第3号 (第3条関係)

## 収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

一般社団法人 山梨県猟友会長 殿

山梨県知事

山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業者は、毎年度9月現在の事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書により知事に報告しなければならない。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第5号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者

山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。



様式第7号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者

山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助対象事業に要した経費 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) その他添付書類

様式第9号 (第7条関係)

## 収支決算書

### 1 収入の部

(単位:円)

区分	精算額	備考
合 計		

### 2 支出の部

(単位:円)

区分	精算額	積算の基礎	備考
合 計			

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者

山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県猟友会青年部育成支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口 座 名

預金種別 (当座・普通)

No.